**○経済産業省告示第三百三十二号**

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三十一条の二第一項の規定により火薬類製造保安責任者免状に関する事務を委託された指定試験機関から同法第四十五条の七第一項の規定による指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第五十三条第一項第五号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　指定試験機関
　社団法人全国火薬類保安協会
二　変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地
　東京都中央区八丁堀四丁目十三番五号
三　変更の年月日
　平成二十一年十一月十六日

**○国土交通省告示第千二百四十九号**

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の五第三項第二号及び第四条の七第三項第二号の規定に基づき、確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十七日　国土交通大臣　前原　誠司

第一号様式法第48条の項中「第12項」を「第13項」に改め、同様式法第68条の３の項中「第３項まで」を「第３項まで若しくは第７項」に改める。

第三号様式法第88条第２項において準用する法第48条の項中「第12項」を「第13項」に改める。

第四号様式法第48条の項中「第12項」を「第13項」に改め、同様式法第68条の３の項中「第３項まで」を「第３項まで若しくは第７項」に改める。

第六号様式法第88条第２項において準用する法第48条の項中「第12項」を「第13項」に改める。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○国土交通省告示第千二百五十号**

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の八の三の規定に基づき、平成五年建設省告示第千四百三十八号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十七日　国土交通大臣　前原　誠司

本文中「第百三十条の八の二」を「第百三十条の八の三」に、「指定する特殊の方法による事業」を「防音上有効な構造と認めて指定する空気圧縮機」に改め、「空気圧縮機を使用する」を削る。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○国土交通省告示第千二百五十一号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日　国土交通大臣　前原　誠司

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|
| 山陰自動車道 | 島根県簸川郡斐川町大字三絡字西二一八五番から出雲市 | 平成二十一年十一月二十八日十五時 |
| 鳥取益田線 | 知井宮町字間谷一五九二番一まで | |

**○国土交通省告示第千二百五十二号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日　国土交通大臣　前原　誠司

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|
| 九州縦貫自動車道 | 宮崎県西諸県郡高原町大字広原字荒迫四九二七番二 | 平成二十一年十一月二十八日十時 |
| 宮崎線 | | |

**○東北地方整備局告示第百四十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 由利本荘市親川字親川四九番から同市親川字親川四五番三まで | 前 | 三六・〇メートル | 一九・二〇キロメートル |
| | 後 | 二二・〇メートル | 一九・二〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

**○関東地方整備局告示第三百二十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十七日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第百三十一号水戸・勝田都市計画道路事業三・四・百九十号赤塚松が丘線
三　事業施行期間　自平成十七年三月二十五日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成十七年三月二十五日関東地方整備局告示第百三十一号及び平成十九年三月二十日関東地方整備局告示第八十号の事業地のうち赤塚一丁目地内において事業地を変更する。
　使用の部分　なし

**○中国地方整備局告示第九十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 出雲市神門町一三九六番一から同市神西沖町一五八八番八地先官有無番地まで | 前 | 一三・〇メートル | 二一・一四キロメートル |
| | 後 | 一七・三メートル | 四二・九五キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所